

写

府 管 第 1 3 号

令和6年6月6日

文部科学事務次官 殿

内閣府事務次官

令和6年「国民安全の日」における各種行事の実施について（依頼）

7月1日の「国民安全の日」は、一人一人が日常生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、安全を脅かす災害の発生の防止を図るため、昭和35年に閣議了解により創設されたものです。

本年も、閣議了解の趣旨を踏まえ、令和6年「国民安全の日」行事実施要綱が別添のとおり定められましたので、同要綱に基づき、貴（院府省庁委員会）の実情に応じ「国民安全の日」にふさわしい行事を実施されるようお願いします。

なお、下部機関に対する周知方についても御配慮願います。

令和6年「国民安全の日」行事实施要綱

1. 目 標

各種安全運動の密接な連携の下に、組織的な国民安全運動が展開され、人命尊重の理念が国民生活の中に具体化されていくことを促進するものとする。

2. 行事实施期間

令和6年7月1日の「国民安全の日」を中心として行うほか、適宜実施するものとする。

3. 主唱者

内閣府、関係省庁及び地方公共団体とする。

4. 実施事項

(1) 主唱者は、次の事項を実施する。

- ア 内閣総理大臣等による安全功労者の表彰
- イ ホームページやSNSの活用等による広報
- ウ 安全に関する講演会、講習会等の開催
- エ 安全に関する児童及び生徒の作品募集
- オ 安全旗又は安全衛生旗の掲揚
- カ 街頭等における安全指導及び安全に関する啓発宣伝
- キ その他「国民安全の日」にふさわしい行事

(2) 主唱者は、次の事項が実施されるよう関係機関・団体等を指導又は勧奨する。

- ア 子供及び高齢者の事故防止のための地域、学校、家庭等生活環境の地域ぐるみの点検整備及び安全教育の推進
- イ 労働災害防止のための職域における安全管理体制の整備、機械設備等の安全化及び作業方法等の安全の確保
- ウ 総合的な消費者被害防止・救済策の推進
- エ 灯油、液化石油ガス及び都市ガスの消費家庭における安全確保のための消費設備等の調査点検及び消費者に対する保安啓発の実施
- オ 不特定多数の人が出入りする物品販売店舗、旅館・ホテル等における防火安全対策の徹底
- カ 災害に備えての地域ぐるみの自主防災組織の育成強化
- キ 安全標識、安全保護具及び救急用具の点検整備
- ク 災害時の応急処置としての職域、学校、町内会（団地）等を対象とした人工呼吸、心肺そ生、止血法等の教育訓練及び指導の実施
- ケ 安全に関する講演会、講習会、見学、展示会等の実施
- コ 事業場等による安全旗又は安全衛生旗の掲揚
- サ その他「国民安全の日」にふさわしい行事

子供及び高齢者の安全対策に係る取組例

子供及び高齢者の事故防止のため、地域、学校、家庭等生活環境の地域ぐるみの点検整備及び安全教育を推進するに当たっての具体的な取組の例は、次のとおりです。

	対 策 項 目	具 体 的 な 取 組 例
交 通 安 全	(1) 道路交通環境の整備を図る。	【通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策による取組】 ア 歩道の設置・拡充、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備 イ 横断歩道の設置・更新、路側帯の設置・拡幅 ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
	(2) 地域・家庭ぐるみの交通安全教育の充実を図る。	ア 春・秋の全国交通安全運動を通じた交通安全思想の普及啓発活動等の推進 イ 参加・体験・実践型交通安全教室の実施 (スケアード・ストレイト方式を活用した自転車教室、安全運転サポート車の体験等) ウ シルバーリーダー及び交通指導員等に対する講習・研修の実施 (地域の高齢運転者のリーダー格となる人材を養成するための参加・体験・実践型の講習、交通ボランティア・交通指導員等を対象とした研修) エ 交通安全啓発動画・交通安全教育教材の作成
学 校 安 全	(1) 交通事故防止、防災、水難事故防止、防犯等に対する安全教育の徹底を図る。	ア 各教科等における安全教育の充実 イ 学校行事における交通安全指導及び実効性のある避難訓練等の強化 ウ 水泳指導における安全のための管理及び指導の徹底
	(2) 学校の施設及び設備の安全点検整備の徹底を図る。	ア 校庭、運動場等の危険物の除去及び遊具施設の安全点検及び整備 イ 理科室、家庭科室等特別教室の薬品、電源、ガス等の安全管理の強化 ウ 階段、昇降口、屋上等の危険個所の安全点検及び整備 エ 避難経路や防災に関する施設・設備の安全点検及び整備 ※上記については、複数の視点（専門家、保護者、児童・生徒等）で行うよう配慮する。
	(3) 家庭・地域の安全関係機関、団体等との連携の強化による事件・事故防止対策を推進する。	ア 通学路の安全点検及び安全確保 イ 子供の遊び場や水泳場の安全確保

防 火 対 策	(1) 高齢者を火災から守るため、防火対策の指導の強化を図る。	【一人暮らしや寝たきりの高齢者に対する防火対策の指導の強化】 ア 住宅用火災警報器、住宅用消火器及び住宅用スプリンクラー設備等の住宅用防災機器等の普及推進 イ 確実な避難手段の確保 ウ 寝たばこの防止と就寝前の安全の確認 エ 防災物品及び防災製品の普及推進
	(2) 子供に対する防火教育（保護者を含む。）の指導を推進する。	ア 年齢に応じた防火教育の徹底 (1) 火遊びの危険性の周知徹底 (2) 幼年及び少年消防クラブの育成強化 イ 確実な避難方法の指導 ウ 子供だけの留守番時における火災予防の指導の強化 エ 暮らしの中における防火の習慣の定着化の推進